

地域包括支援センター

だより



郡上市地域包括支援センター

知っておこう！ 備えておこう！ 成年後見制度

世間では「終活」という言葉が話題になり、元氣なうちから今後に備え、準備をする人が増えているようです。

そこで、今回は「備える」ときに役立つ「成年後見制度」をご紹介します。

この制度は、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方の支援者を選び、法的に支援する制度です。

どんなことが支援して もらえるの？

主な支援内容は、本人の預貯金管理、不動産の処分、遺産分割などの財産に関する契約を行う「財産管理」、介護・福祉サ

ービスの利用や医療・福祉施設の入退所手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などを支援する「身上監護」です。

また、現在は判断能力の十分ある人が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて財産管理や身上監護を本人に代わって行う人を前もって選んでおける「任意後見制度」もあります。「成年後見制度」の種類は左記のとおりです。

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える人へ	判断能力が不十分な人へ	判断能力が著しく不十分な人へ	判断能力が欠けているのが通常の状態の人へ
判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を任意後見人にするができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

出典：厚生労働省ホームページ

成年後見制度に関する相談窓口

◆郡上市役所

地域包括支援センター ☎67-0008

健康福祉部社会福祉課 ☎67-1811

◆生活支援ネット・ぐじょう ☎88-2219

◆郡上市社会福祉協議会 ☎88-9988

どこに相談すればいいの？

この制度は、法律用語がたくさん出てきたり、手続きに関しても複雑な部分があります。ご興味・関心を持たれた人は、お気軽にお問合せください。相談窓口は左記のとおりです。



一方で、成年後見制度でもできないことがあります。本人に代わって契約行為を代行できる制度ですが、医療行為の同意はできません。また、賃貸契約の保証人や入院時の身元引受人とは意味合いが異なります。

全国一斉「子どもの人権110番」

強化週間における電話相談所の開設

友だちからのいじめやインターネット上のSNSに悪口を書き込まれた、学校や家、その他のことでも打ち明けられないことのできない悩みを抱えている人など、どなたでもお気軽にご相談ください。※秘密は厳守されます。

日 8月27日(金)～9月2日(木)

時 午前8時30分～午後7時(平日)

午前10時～午後5時(土日祝日)

※強化週間外は平日8時30分～午後5時15分受付

内 人権擁護委員、法務局職員が相談に応じます。

☎ 子どもの人権110番 0120-007-110

パソコンからは「インターネット人権相談」と検索してください。



子どもの人権SOS

ミニレター事業について

岐阜地方方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

人権擁護委員や法務局職員は送られたミニレターを読んで、子どもたちの力になれるよう考えて返事を書きます。子どもたちに返事を出すときには、新しいミニレターを必ず同封していますので、いつでも相談できるようにしています。※秘密は厳守されます。

※ミニレターが手元がない人で、ご希望の人は、「子どもの人権110番」0120-007-110までお電話ください。

